

条件付一般競争入札実施要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>条件付一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成19年6月6日 総務第233号〕</p> <p>【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正</p> <p>第1～第25 〔略〕</p> <p>附 則（令和19年6月6日付け総務第233号）～（令和4年3月17日出総第349号） 〔略〕</p> <p>様式第1－1号～様式第3号 〔略〕</p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札説明書</p> <p>1 〔略〕 2 施工実績等 (1)～(5) 〔略〕 (6) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構（<u>当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。</u>）が発注した建設工事の施工実績等に限り認めるものとする。</p> <p>(7)～(9) 〔略〕 3～8 〔略〕 <u>9</u> その他 (1) 手続における交渉はないこと。 (2) 提出された書類は返却しないこと。 (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得及び岩手県電子入札運用基準（平成17年1月12日付け総務第839号）によること。</p> <p>【別添】 〔略〕</p> <p>様式第5号～様式第9号 〔略〕</p>	<p>条件付一般競争入札実施要領</p> <p style="text-align: right;">〔平成19年6月6日 総務第233号〕</p> <p>【沿革】平成19年6月6日付け総務第233号制定、平成19年12月27日付け総務第894号一部改正、平成21年1月19日付け総務第930号一部改正、平成21年3月30日付け総務第1252号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成21年10月30日付け総務第722号一部改正、平成22年1月28日付け総務第980号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1203号一部改正、平成23年3月25日付け総務第428号一部改正、平成23年11月21日付け総務第192号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年10月17日総務第172号一部改正、平成27年3月31日総務第286号一部改正、平成28年3月31日総務第244号一部改正、平成29年5月19日付け総務第46号一部改正、平成30年3月30日付け総務第210号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和2年3月17日付け出総第282号一部改正、令和2年10月12日付け出総第186号一部改正、令和3年3月8日付け出総第340号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正、令和5年3月10日付け出総第333号一部改正、<u>令和6年12月24日付け出総第178号一部改正</u></p> <p>第1～第25 〔略〕</p> <p>附 則（令和19年6月6日付け総務第233号）～（令和4年3月17日出総第349号） 〔略〕 <u>附 則（令和6年12月24日付け出総第178号）</u> <u>この要領は、令和7年1月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。</u></p> <p>様式第1－1号～様式第3号 〔略〕</p> <p>様式第4号</p> <p style="text-align: center;">条件付一般競争入札説明書</p> <p>1 〔略〕 2 施工実績等 (1)～(5) 〔略〕 (6) 元請の実績及び経験については、発注者から直接請け負った建設工事であるものとし、発注者は、国又は地方公共団体であるか、民間であるかは問わないこと。ただし、ほ場整備工事については、国、地方公共団体及び国立研究開発法人森林研究・整備機構が発注した建設工事の施工実績等に限り認めるものとする。</p> <p>(7)～(9) 〔略〕 3～8 〔略〕 9 <u>工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知</u> <u>落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて別紙により通知すること。</u></p> <p>10 その他 (1) 手続における交渉はないこと。 (2) 提出された書類は返却しないこと。 (3) その他詳細は、条件付一般競争入札心得及び岩手県電子入札運用基準（平成17年1月12日付け総務第839号）によること。</p> <p>【別添】 〔略〕 <u>【別紙】 〔別紙による〕</u></p> <p>様式第5号～様式第9号 〔略〕</p>
<p>改 正 理 由</p>	<p>1 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知（建設業法第20条の2第2項関係）の追加 2 その他、所要の整備</p>

別紙

年 月 日

岩手県知事（公所長） 様

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

通知書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰*

発生するおそれのある事象：(例)国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例)報道等の URL 記載又はファイル別添

特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰*

発生するおそれのある事象：(例)〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例)報道等の URL 記載又はファイル別添

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載すること。

以上

その他連絡事項（空欄可）（自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等）

【留意事項】

- 1 本通知書については、建設業法施行規則に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定から契約締結までに契約担当者へ提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）。
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。